

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2022年 5月 2日

大阪府知事 殿

提出者

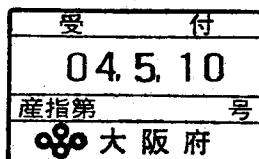
住 所 大阪府柏原市石川町1-66

氏 名 国分工業株式会社

代表取締役社長 森田 潔

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-978-6731



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	国分工業株式会社
事業場の所在地	大阪府柏原市石川町1-66
計画期間	2022年4月1日～2023年3月30日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	21 窯業・土石製品製造業
②事業の規模	製造品出荷額：2,537百万円
③従業員数	117名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（2021年度）実績】			
①現状	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	強 酸	強 アルカリ		
		排 出 量	124.35 t	112.51 t	
(これまでに実施した取組)					
②計画	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年度、新製品の量産化開始に伴い、特別管理産業廃棄物（強酸・強アルカリ）の排出が急増 ・ISO14001は取得済み ・廃棄物管理規定を定め、適切な運用を行っている 				
	【目標】				
①現状	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	強 酸	強 アルカリ		
		排 出 量	400 t	360 t	
(今後実施する予定の取組)					
<ul style="list-style-type: none"> ・自社内で中和等処理設備の調査・計画 					

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃液の種類ごとに配管、タンクが独立している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状維持

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（2021年度）実績】

引火性廃油	—	—	—
1 t	— t	— t	— t

【目標】

引火性廃油	—	—	—
1 t	— t	— t	— t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2021年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
・特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			
・特になし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

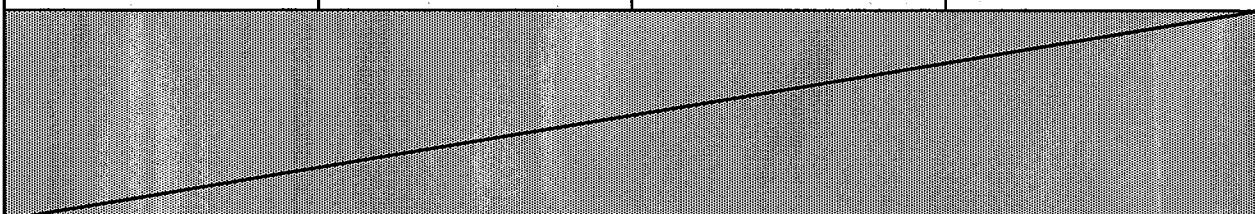
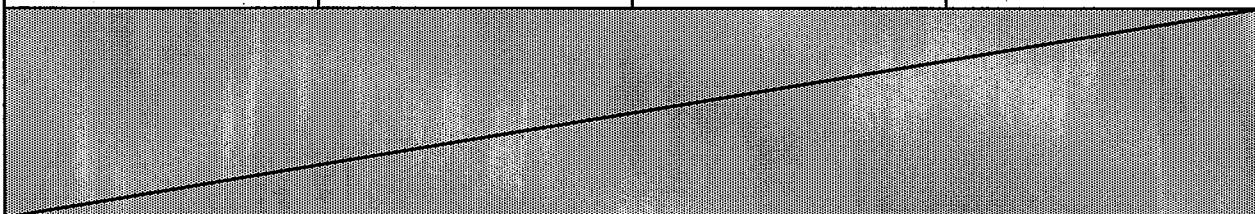
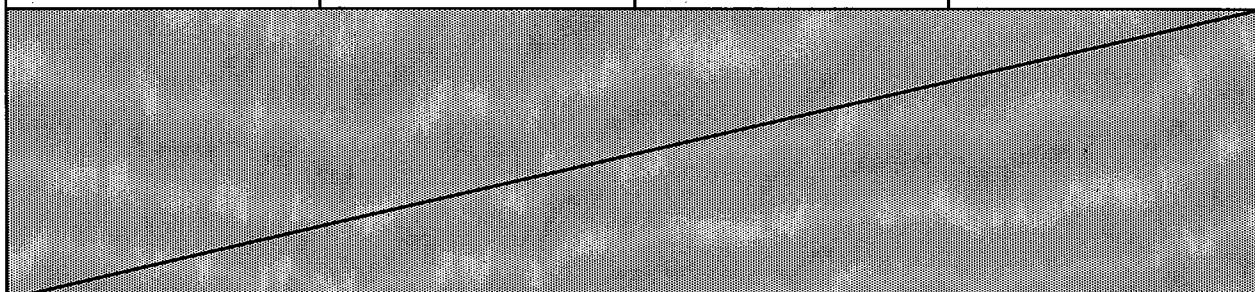
①現状	【前年度（2021年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量		— t	— t
(これまでに実施した取組)			
・特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	自ら熱回収を行いう特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		— t	— t
(今後実施する予定の取組)			
・特になし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（2021年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	
(これまでに実施した取組) 特になし				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	
(今後実施する予定の取組) 特になし				

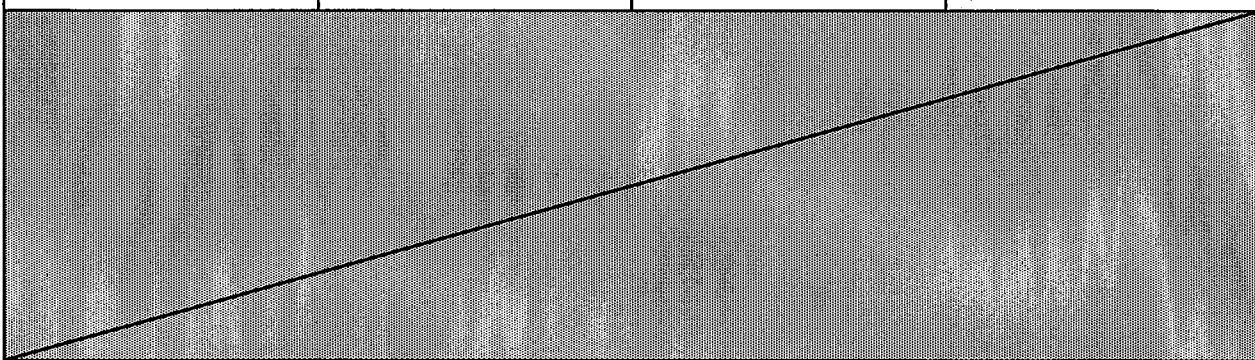
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（2021年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ	
	全処理委託量	124.35 t	112.51 t	
優良認定処理業者への処理委託量	124.35 t	112.51 t		
再生利用業者への処理委託量	- t	- t		
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t		
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t		
(これまでに実施した取組) ・処理委託を行う特別管理産業廃棄物は、全て中和・無害化処理を行っている。 ・定期的に処理状況の現地確認を行っている。				

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
【前年度（2021年度）実績】			
引火性廃油	—	—	—
— t	— t	— t	— t
			
【目標】			
引火性廃油	—	—	—
— t	— t	— t	— t
			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（2021年度）実績】			
引火性廃油	—	—	—
1 t	— t	— t	— t
1 t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
			

		【目標】		
		特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	強酸	強アルカリ
②計画	全処理委託量	400 t	360 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	400 t	360 t	
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t	
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	
(今後実施する予定の取組) ・自社内で中和等処理設備の調査・計画				
		【前年度（2021年度）実績】		
電子情報処理組織の使用に関する事項		特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	238 t	
(今後実施する予定の取組等) ・2021年4～12月実績で特別管理産業廃棄物の排出量が50tを超えた為、2022年1月より電子マニュフェストでの運用開始				
※事務処理欄				

【目標】			
引火性廃油	-	-	-
1 t	- t	- t	- t
1 t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t

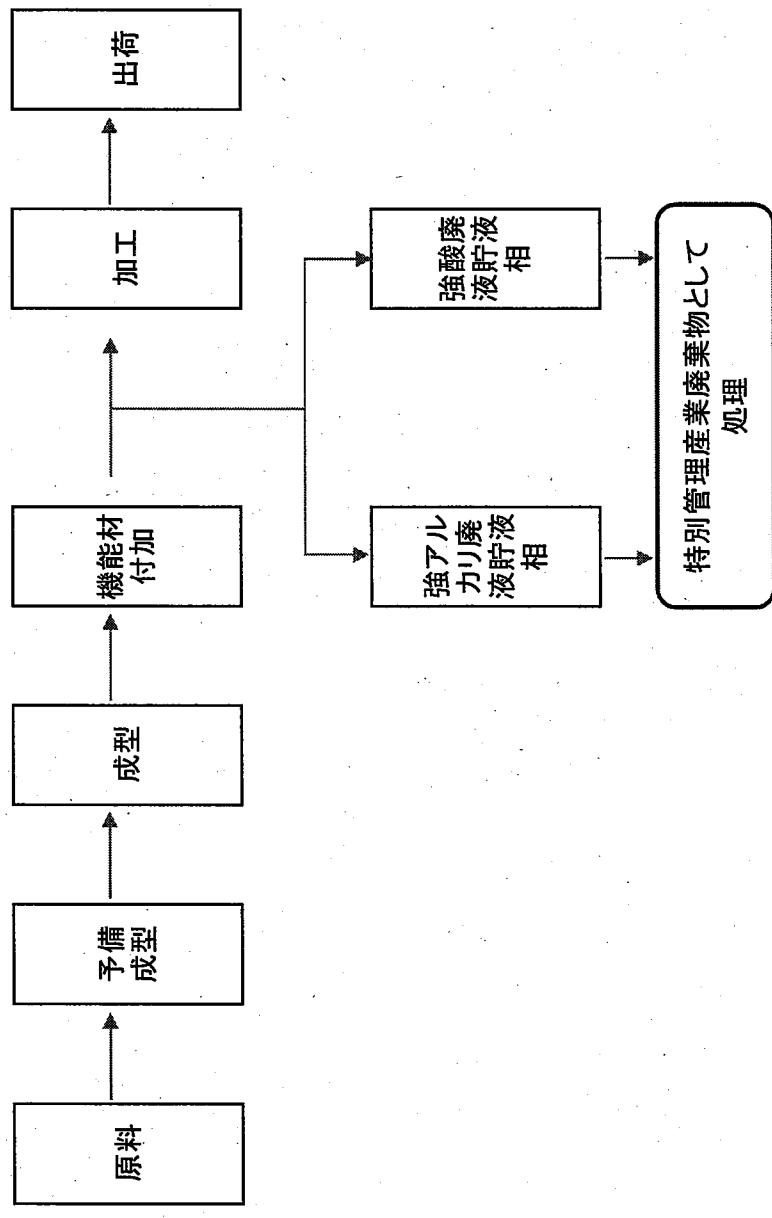


備考

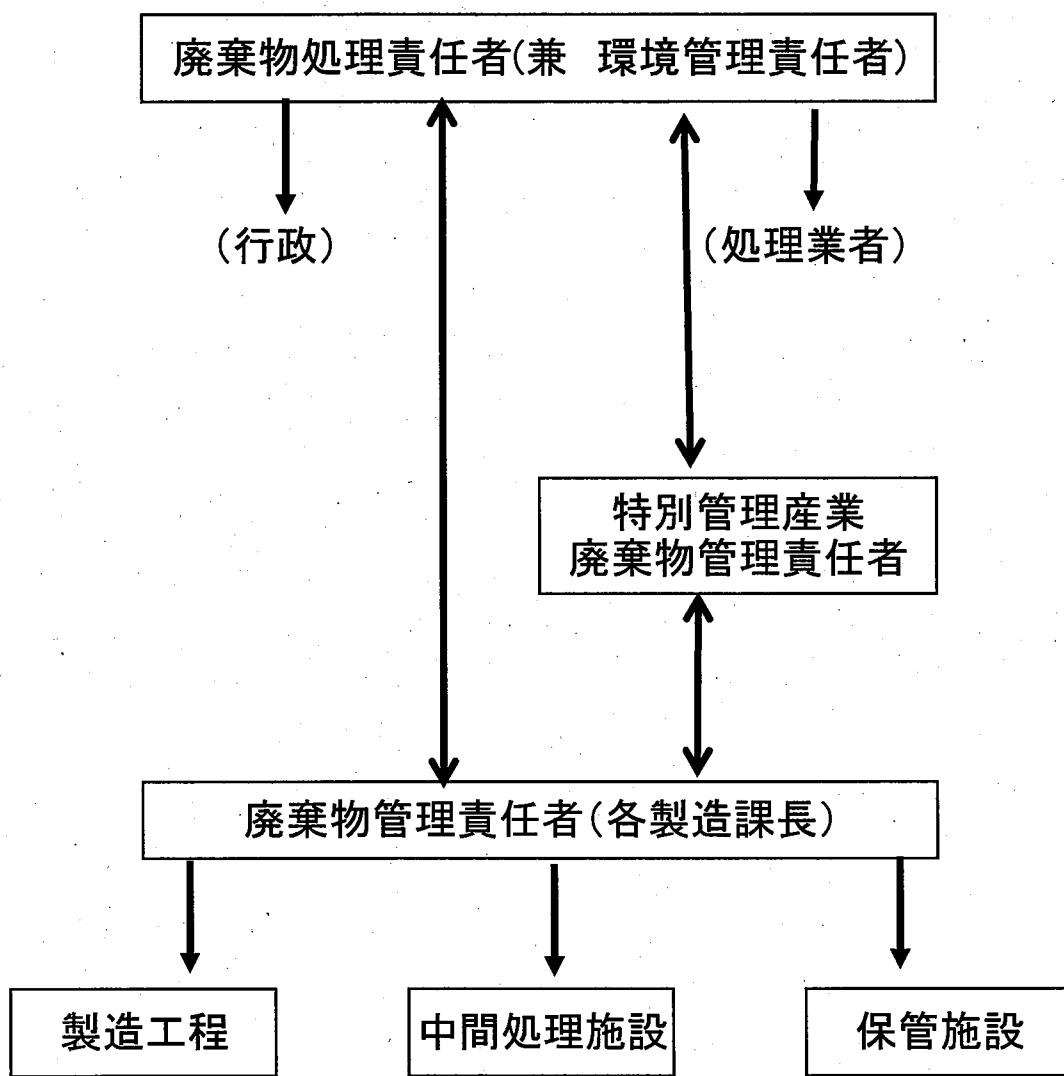
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

強酸・強アルカリ廃液 発生工程フロー

別紙1



〔管理体制図〕



別紙2

〔各部門の役割〕

部門	役割
廃棄物処理責任者	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物処理の遵法状況の管理・是正・マニュフェストの運用状態の管理・各廃棄物処理・運搬業者との契約および管理・官公庁関連に提出する廃棄物関連報告書の作成・廃棄物関連法規変更時の社内展開・廃棄物分別・保管状態の指導・監視
特別管理産業廃棄物管理責任者	「特別管理産業廃棄物処理責任者講習会」を受講し、終了したもののうちから、環境管理責任者が、特別管理産業廃棄物管理責任者を指名する。
廃棄物管理責任者	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物分別・保管状態の管理・是正・各課における廃棄物の分別・保管の徹底、各作業者への教育・指導・廃棄物発生種類、量の把握